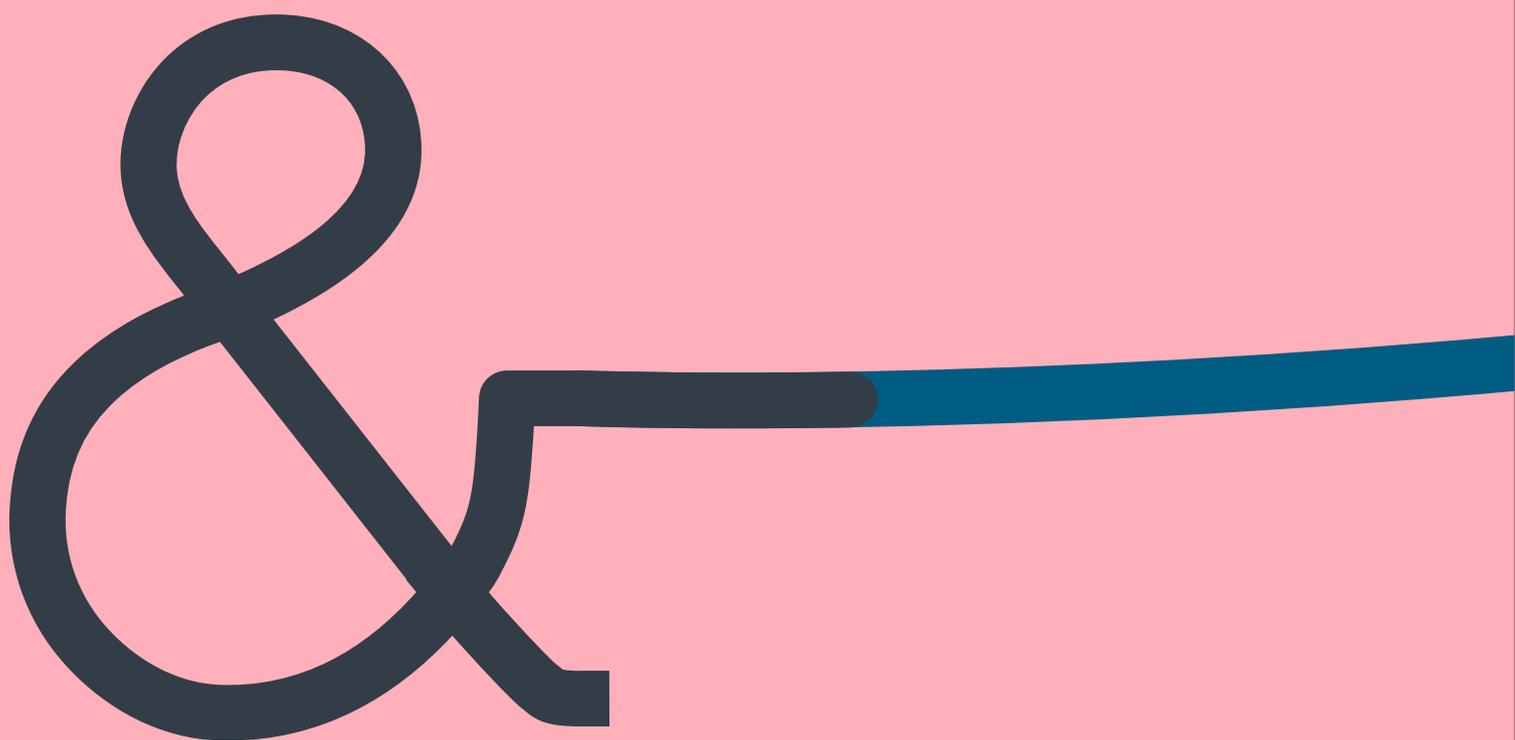


ドイツでビジネス を始めるために知 っておきたいこと

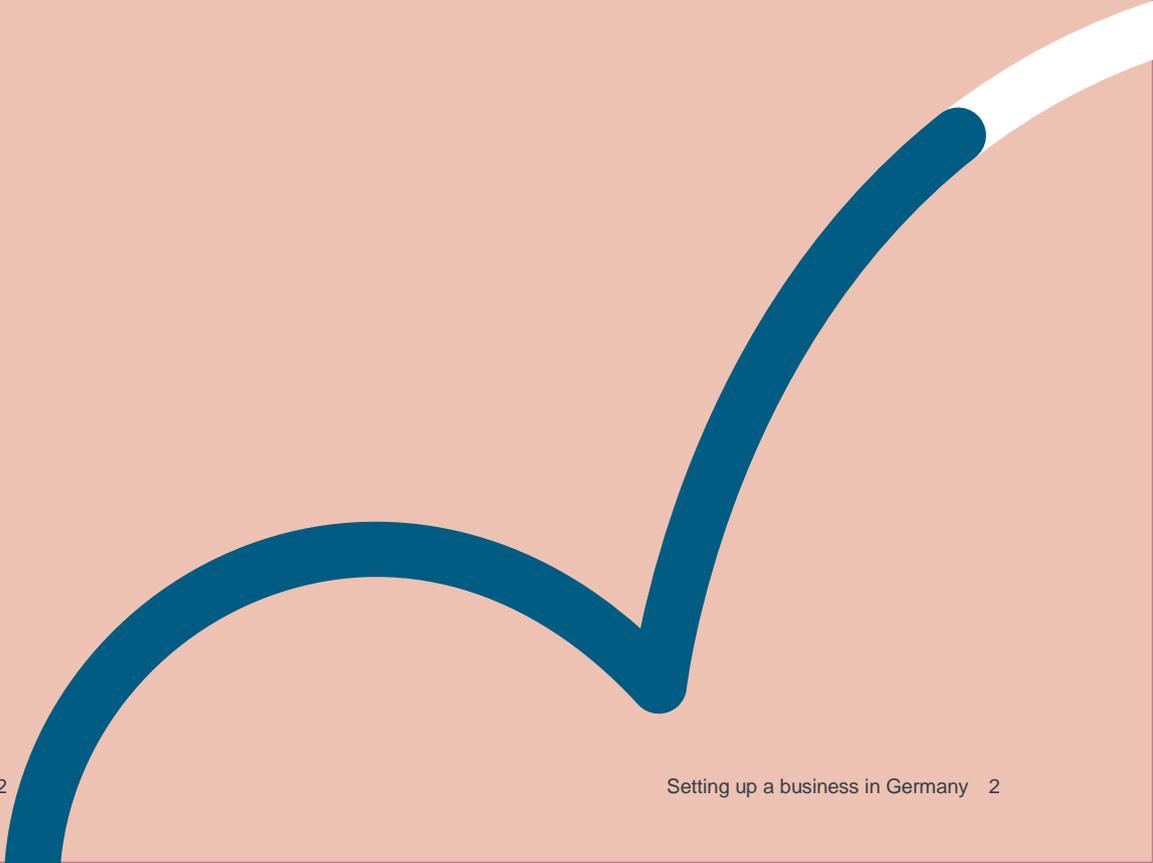
2022年4月





B&B always takes a pragmatic approach to solving problems, looking for a solution that fits our specific needs rather than forcing us down a certain path.”

Legal 500 EMEA, 2022



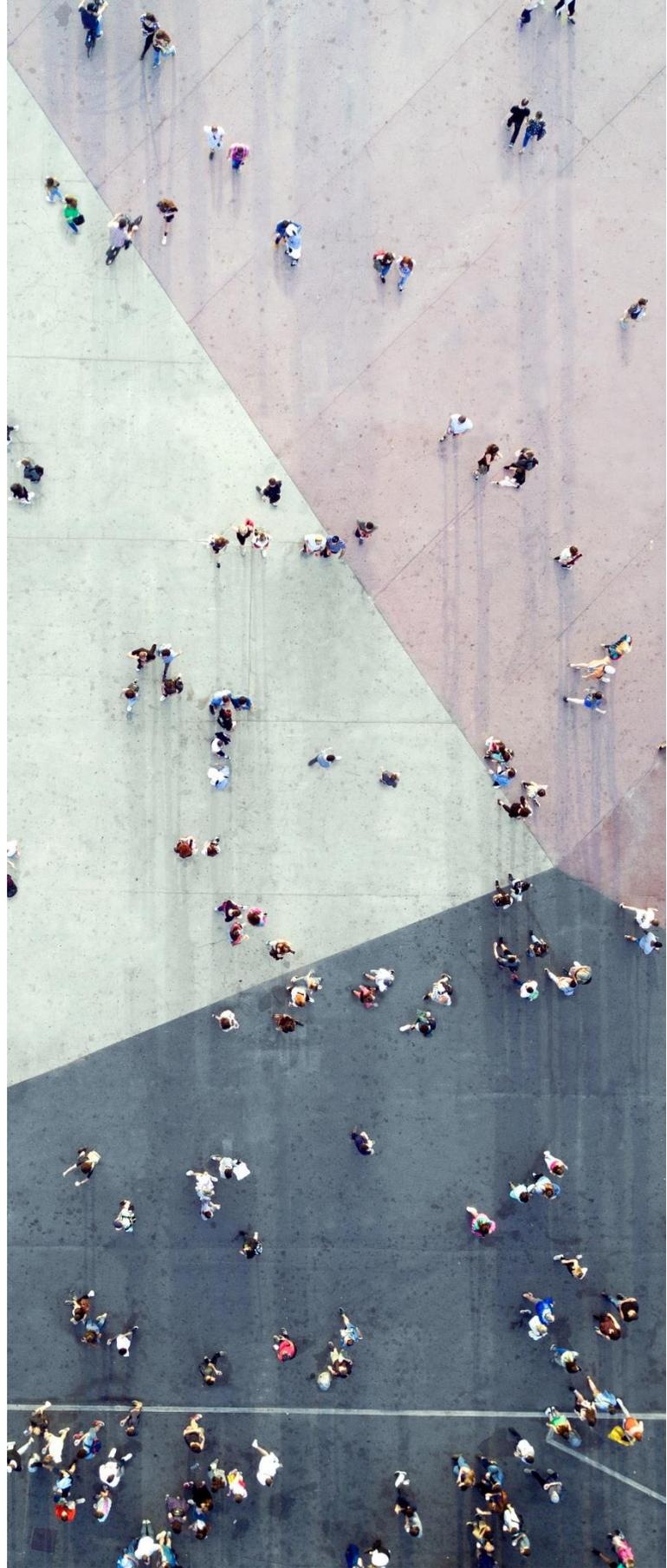
ドイツでの ビジネス設立

ヨーロッパ最大の市場であるドイツは世界有数の人気のある投資市場の一つです。ドイツの銀行口座では、資産をあらゆる外国通貨で保有することが可能です。また、外国企業によるドイツ法人の設立を規制する法律は一般的に存在しません。さらに、他のヨーロッパ市場へのアクセス、優秀な労働力、技術面での優れたノウハウを有する国でもあります。また、ドイツは製造業分野において世界的なリーダーであり、高水準かつ最高品質の工業製品の生産国でもあります。総合的にみて、ドイツは経済的・政治的に安定し、信頼性の高い法的枠組みを備えているため、非常に魅力的なビジネス環境が整っているといえるでしょう。

準拠法の選択

ドイツの法律はドイツ語で制定されていますが、重要な法律は、連邦司法局による英語翻訳版がオンラインで公開されています。www.gesetze-im-internet.de/Teilliste_translations.html。ただし、英語版は便宜上のものであり、拘束力はありません。

裁判所の公式言語はドイツ語です。ただし、地方裁判所や高等裁判所の中には国際商事部が存在するものもあり、そこでは手続きが英語で行われます。仲裁については、当事者の合意があった場合には英語で手続きを実施することも可能です。





The firm has a strong international network, and its people are really knowledgeable and great to work with”

Chambers Europe, 2022

法人格の選択

ドイツでビジネスを設立する場合、いくつかの選択肢があります。資産運用などの目的でパートナーシップの形態をとることもできます。パートナーシップの年間利益または損失については、配当という形ではなく、（ドイツ在住または非在住の）ビジネスパートナーに直接配分または課税されます。

以下の表は一般的な二つのシナリオについて記載したものです。外国企業がドイツに進出する場合、法律上独立した子会社（例：有限責任の会社- GmbH）を設立することも、独立採算型の支店を登記することもできます。

子会社	支店
責任が子会社の株式資本額に限度される	親会社が直接的な責任を負う
最低資本金は GmbH が 25,000 ユーロ、 Unternehmergesellschaft (UG) が 1 ユーロ（ドイツでは「小規模 GmbH」と称される UG は、いつでも GmbH に変換することができる。UG は株式資本が少額であることによって、信用力に劣るとされる。）	最低資本金に関する規定は存在しない
独立した法人であり、自らの名称で、自らを代表して契約を締結することができる	契約行為は本社の名称にて行われる。すなわち、支店が法的手続きの当事者となることはない
責任の制限にかかる規定は法人として登記した場合のみ適用され、そのためにはまず銀行口座の開設が必要となる（身元確認手続きが必要なため、かなりの時間がかかる場合が主）。早急に設立することが必要な場合は、休眠既成会社を取得（購入）することが望ましい	商業登記簿への登記には 4 週間ほどかかる。登記は宣言上の意味しかなく、支店は設立と同時に営業を開始することが可能
会社設立や買収にかかる平均的な弁護士報酬は、通常 2,500 ~ 5,000 ユーロ。この他に、公証人手数料と裁判所関連費用として約 1,000 ユーロ	支店の設立と登記にかかる平均的な弁護士報酬は、通常 2,000 ~ 3,000 ユーロ。この他に、公証人手数料と裁判所関連費用がかかる
ドイツで GmbH として事業を運営することは高い信頼性の証であり、ドイツ市場で継続して実績を挙げることの強力な指標となる	容易に閉鎖される可能性があり、親会社の負債が事業の運営に影響する場合もあるため、信頼性に欠けるとみなされる
取締役はドイツ国籍を有する必要はなく、ドイツ居住者である必要もない	ドイツ人の取締役は必要ない（親会社の国の法律が適用される）
株主はマネジング・ディレクターに指示する権利を有する。株主はまた、広範囲にわたる情報を取得する権利も有する	親会社が支店の意思決定について指示する
年次税務申告と会計上の要件が適用される	ドイツ法に基づく年次税務申告と会計上の要件が適用される
平均的な税負担としては、法人税が約 15%、地方営業税が約 15%。地方営業税は各地方により税率が異なる。二重課税条約の便益を受けられる可能性がある	ドイツ国内で挙げた利益に対する平均的な税負担率は約 30%であるが、地方営業税率と親会社の法人形態によって異なる。二重課税条約の便益を受けられる可能性がある
グループ内取引には、独立企業間取引の規定が適用される	法律上は親会社に帰属するが、利益は支店に配分される
損失は将来の利益および（ある程度まで）過去の利益と相殺することが可能。最少課税規則が適用される	損失は将来の利益および（ある程度まで）過去の利益と相殺することが可能。最少課税規則が適用される
出口戦略：ドイツにおける非課税子会社の株式売却 租税条約が適用される場合、清算には約 12 か月から 15 か月必要	出口戦略：資産の売却または譲渡 ドイツで課税対象となる場合がある。支店の閉鎖は簡単で、必要な手続きは商業登記簿にかかる通知を記載することのみ

企業の設立

GmbH は、株主による宣言により設立されます。株主がドイツ国民である必要はありません。株主は株式資本と定款に関する決議を採択しなければならず、定款については公証が必要です。さらに、1名以上のマネジング・ディレクターが任命され、できればドイツ系銀行の口座を開設し、当該口座に最低資本金である 25,000 ユーロを入金する必要があります。銀行口座に少なくとも 12,500 ユーロが入金されている場合、マネジング・ディレクターは商業登記簿に GmbH を登記することができます。登記については公証人による証明が必要です。

商業登記簿に登録された場合のみ、GmbH は法人格を持つ企業とみなされます。株主はこの時点から、登記された株式資本に対する責任の制限についての便益のみを受けることができます。

設立途中にある GmbH は、株主を保護することはできません。

GmbH 設立のプロセスを大幅に短縮するために、既存の休眠会社を取得することも可能です。ただし、この手法については、定款が存在する場合でも（事業者名や定足数などの）修正が必要だったり、新たなマネジング・ディレクターの任命が必要だったりするため、新規に GmbH を設立する方法よりもコストが高くなります。

既存の会社の取得についても公証が必要であり、3,500 ユーロが取得にかかります。

雇用

ドイツには雇用に関する複雑な法律上の枠組みが存在します。主な規定は、ドイツ民法典 (BGB)、労働協約法、著作権法、労働時間法、解雇制限法に記載されています。労働関連の契約には様々な種類があります。

最も一般的なのは正社員およびパートタイム社員の契約ですが、より柔軟な雇用形態である臨時社員契約や供給契約も存在します。

法的枠組みの重要な側面として、特定の業種や産業に関する労働協約が挙げられます。このような協約は、労働組合と雇用者または雇用者協会の間で交渉されます。2015年1月には最低賃金に関する規則が導入され、最低賃金は時給 9.35 ユーロ (2020年) となっています。ただし、一部の業種では、労働協約に基づいて最低賃金レベルが設定されており (1時間あたり 18 ユーロ)、特定の業

種に属する全ての事業体に普遍的に適用できると宣言されているものもあります。

通常、企業においては労働者が共同決定権を有します。従業員数が 5 人以上の企業の事業部門には従業員協議会を設置することが可能です。従業員協議会は、企業の内部方針と組織 (特に社会・個人を対象としますが、経済的問題を対象とする場合もあります) について、情報提供を受け、アドバイスをを行う権利を有します。

従業員数が 500 人超の企業では、監査役会 (設置義務あり) のメンバーの少なくとも 3 分の 1 が従業員代表でなければなりません。

従業員数が 2000 人を超える企業では、監査役会 (設置義務あり) の少なくとも 2 分の 1 のメンバーが従業員代表でなければなりません。

ドイツの一般均等待遇法の下では、人種、民族、性別、宗教や思想、障害、年齢、性的指向などを理由とした差別は許されません。

雇用主は、雇用する従業員のすべてを社会保障機関に通知する必要があります。通常、この通知は新たな従業員を健康保険に登録する際に行われます。

EU および EEA 域外の外国人については、ドイツで労働を開始する前に、移民局、ドイツ労働局またはドイツの在外公館が発行する滞在・就労許可証を取得しなければなりません。



Bird & Bird lawyers are recommended because they “always deliver exceptional quality, they are always a step ahead of what the client might need and they customise their advice.”

Chambers Europe, 2022

ドイツでのビジネス設立

商業上の契約

ドイツには民法制度が存在します。あらゆる種類の提携契約、ライセンス供与契約および販売代理店契約について、かなりの自由度が認められています。契約における基本的な規定については、ドイツ商法典（HGB）およびドイツ民法典（BGB）の一部に定められています。

ドイツではEU法が適用され、消費者保護、販売代理店、通信販売、政府調達、ダイレクト・マーケティング、個人データにおけるプライバシー保護がその規制対象となっています。

ドイツおよびEUの競争法の下では、ドイツ国内およびEU加盟国間またはドイツ国内の取引に重大な影響を及ぼす反競争的行為（価格操作など）は禁止されています。

投資家は、「流通」ネットワークを構築する際、自社の販売ネットワークに第三者をどの程度組み込むか、第三者とどの程度協力するか、そして営業主体に対しどの程度指示を行い結果として影響力を行使するのかについて、幅広い流通モデルを選択することができます。

事業主体と仲介者との間の契約については、事業主体による支配権の度合いを小さい契約から大きい契約へと並べると、① 供給契約、② 専門ディーラー契約、③ 流通・販売代理店契約、④ 販売委託契約、⑤ 取引代理店およびフランチャイズ契約のいずれかとなりますが、その区別は曖昧であることが多いです。

不動産

ドイツでビジネスを設立する多くの企業が、事業用不動産を購入するのではなく、リースしています。

しかしながら、ドイツでは国籍に関係なく、誰でも土地を購入することができるため、企業の事業運営に際し工業生産拠点構築などの重要な投資が必要な場合には、不動産の取得も通常行われます。また、不動産購入に代替する手法として、不動産に対し所有者に似た法律上の地位を獲得できる、いわゆる継承可能建物権利契約を締結する企業もあります。

この契約を締結する場合には、当事者間で契約期間を定めることとなります。不動産または建物継承権を取得する場合、購入価格に加えて不動産譲渡税や公証手数料といった特定の費用が発生します。

オフィススペースの賃貸は、一般的に契約期間と、任意の延長期間を定めたリース契約を基本とします。賃貸人が求める契約期間はオフィスビル所在地の市場環境によって大きく異なりますが、ドイツでは一般的に3年、5年、7年、10年となります。賃貸人との間で契約解除条項を設定する場合がありますが、契約期間満了前の解除の場合一般的に賃借人は違約金を支払う必要があります。

また、従来のオフィスリースに代わり、オフィススペース（サテライトオフィス）のレンタルもドイツ市場で拡大しています。

レンタルオフィスは、一般的に柔軟性が高く、契約初日から使用可能で、短期契約も可能です。しかしながら、賃料は従来のリース方式よりも高くなる可能性があります。

ドイツの商業リース契約では、賃借人は毎月の賃料に加え、光熱費やある程度の維持費・修繕費といった施設運営に必要な費用を負担するのが一般的な慣習です。賃借人は一般的に家賃の3ヶ月から6ヶ月分の賃料保証金を現金または銀行保証の形で提供するように求められます。

契約期間が1年を超えるリース契約を締結する場合、ドイツの法律の下では厳格な書式要件が存在します。一般的には、法人の代理としてリース契約を締結する者の代表権を示す商業登記簿謄本が必要となります。

契約期間を定めず締結されたオフィスリース契約については、契約終了を希望する場合、6か月前までに相手方に通知する義務が法律で定められています。この6か月の計算は四半期ベースで、カレンダーに基づく四半期の初日から第3営業日目までに通知することにより、翌四半期の末日に契約を終了することができます。しかし、当事者間で別の期間を一定の範囲内で定めることも可能です。

ドイツでのビジネス設立

データ保護と個人情報保護

ドイツで事業を運営し、そのために個人データを処理する企業は、一般データ保護規則（EU）2016/679（以下「GDPR」）、新ドイツ連邦データ保護法（以下「GDPA」）、およびその他の適用されるデータ保護に関する法律を遵守する必要があります。

GDPR では、処理活動記録の作成やデータ保護に関する影響評価を含む、説明責任と文書化の要件が大幅に変更されました。特筆すべき点としては、違反に対する制裁金が大幅に引き上げられたことが挙げられます。その金額は、2 千万ユーロ、または企業の場合は前会計年度のグローバル年間総売上高の 4%のうち、いずれか高い方の金額が上限となります。

一般的に、データ処理を行う場合に公的機関への登録や届出は必要ありませんが、場合によってはデータ保護責任者を指定する必要があります。

GDPA の下では、データ管理者およびデータ処理者である企業は、個人データの自動処理を行う者を 20 名以上常時雇用している場合、データ保護責任者を設置する必要があります。

企業はさらに、リスクに見合ったセキュリティ水準を確保するために適切な技術的・組織的措置を実施し、それを文書化するとともに、製品開発の一環として「プライバシーに配慮した設計」を検討しなければなりません。

さらに、個人データの処理については、データ対象者の同意、「正当な利益」といった法的な正当性（これについてはケースバイケースで慎重に評価する必要があります）、またはその他の法律の具体的な規定により正当化される場合のみ実施することができます。

EU または EAA 域外へのデータ移転は、引き続き規制され、場合によっては制限の対象となります。GDPR の下で課される義務はデータ保護指令の義務とほぼ同様ですが、遵守のメカニズムについてはいくつかの変更がありました。特に、標準的な契約条項を監督当局に通知する要件が削除され、また一方ではデータ移転に関する規範や認証制度の開発が奨励されています。

ドイツでビジネスを実施する企業は、消費者、法人顧客、データ保護当局からのデータ保護要件の

遵守に対する関心が非常に高まっていることを知っておく必要があります。GDPR への対応とデータ保護に関する確立されたガバナンスは、ドイツでビジネスを行い、ドイツ経済のデジタル・トランスフォーメーションに参画するために不可欠な前提条件と言えます。

取引一般条件に関するドイツ法

ドイツ固有とも言える特徴として、取引の一般条件に関する法律があります。特に、契約条件が当事者間で交渉されたものではなく一方の当事者が設定する場合、法人間契約の内容に関する法律が適用されます。契約について影響力を持たない弱い立場にある当事者を保護するために、このような契約についてはこの特別法の下で審査が行われます。当事者間に利益相反が存在する場合、各々の契約条項を裁判所がその合理性について審査する権限を有します。

当事者の一方が過度の負担を強いられている、または「透明性に欠ける」条項が存在すると判断された場合、特定の条項またはその一部が無効とされる可能性があります。他の国の法律と比べ、ドイツの裁判所は契約書をより詳細に検討します。また、通常は消費者と企業の間のみ適用される法規定を、企業間の契約にも適用する傾向があります。

知的財産

工業所有権を扱う中央機関は、ドイツ特許商標庁（DPMA）です。DPMA に対し、商標、特許、実用新案、意匠の保護を申請することが可能です。より広範な地域における保護を求める場合、ヨーロッパ全体を対象とする法制度の下で申請を行うことが望ましい場合があります。

商標は、欧州共同体商標制度の下で保護を求めることもできます。一度登録するだけで、EU の全加盟国で商標を保護することが可能です。欧州連合知的財産庁（EUIPO）は、スペインのアリカンテにあります。

欧州特許条約（EPC）に基づいてヨーロッパ全土で有効な特許を取得することも可能です。出願人はミュンヘンの欧州特許庁（EPO）1 か所で手続きをすることにより、EPC 締約国における保護を申請することができます。

欧州特許は国内特許と同じ効力を持つことから、選択された国で権利行使可能な特許の集合体とみなされます。ドイツで特許侵害の疑いが生じた場合、特許権者は、世界的に専門性が認められたいくつかの専門民事裁判所のいずれかに訴訟を提起することができます。有効性については、将来的に出願人はEPOに対して欧州単一特許(UP)を申請することもできます。これによって(現在の)EU参加26カ国のすべてで特許が直ちに有効となります。

ドイツによる欧州単一特許の批准については、現在、ドイツ連邦憲法裁判所(Bundesverfassungsgericht)に係属中の憲法上の不服申し立ての対象となっており、2020年の初めに審理が開始されました。ドイツが批准した場合、特許の侵害や有効性の問題について申し立てることができる独立した裁判所制度が設けられます。この統一特許裁判所(UPC)は、第一審裁判所と控訴裁判所で構成され、2021年初めの運用開始が予定されていましたが、上記審理が長引いたため2022年後半からの運用が見込まれています。第一審裁判所は、中央部(ドイツのミュンヘンに一席が置かれる予定)と、各加盟国の地方部および地域部(ドイツでは地方部門3か所を予定)で構成されます。

控訴裁判所はルクセンブルグに設置されます。ただし、ブレグジットにより英国はEUを離脱し、UPおよびUPCシステムの批准を撤回したため、英国は含まれないことに注意してください。

ビジネスモデルの設計

ドイツへの進出がどのような形のものであっても、法律上の問題だけでなく、その他の重要な課題に対応する必要があります。

- 事業の海外進出の実現可能性と、必要な準備について
- 海外戦略をどう設定すべきか。ドイツを含むターゲット市場についてどのように優先順位をつけるべきか
- 利益を生む成長を実現するために最も効果的なビジネスモデルの策定
- ビジネスパートナーの必要性の検討。必要な場合にパートナーを探す手法
- ターゲット市場で製品やサービスを浸透させるための戦略作り
- 新規市場への進出に必要なインフラや運営モデルの構築プラン

● ビジネスプランの実行と実現

法務アドバイスだけでなく、弊所グループ会社でコンサルティング部門であるOXYGY(オキシジー)が、上記等の課題へのサポートを提供しています。

国の補助金

ドイツは多種多様のインセンティブ・プログラムを通じ、国内外を問わず投資家を歓迎し、支援しています。このようなプログラムは、主として①投資補助金、融資促進、公的な保証などの投資面のインセンティブと、②企業の運営費用に対する補助金といった運営上のインセンティブの2つに分けられます。

①の例としては、開発が進んでいない地域で投資家がビジネスを設立する場合に(企業の規模と地域により)投資費用の最大45%を払い戻すキャッシュ・インセンティブ・プログラムがあります。②の運営補助については、雇用関連の補助(求人・採用支援、長期失業者を雇用した場合の賃金補助金)や研究開発業務に対する補助などがあります。

お問い合わせ

ドイツでのビジネス設立に関する詳しい情報をご希望の方は、弊社日本フォーカスグループの音琴涼子(ネコトリョウコ)まで[メール](#)でご連絡ください。



音琴 涼子

ビジネスディベロップメント
マネージャー

+852 2248 6126
ryoko.nekoto@twobirds.com

※ 本資料は 2021 年 12 月時点の一般的な情報を提供するものであり、包括的な分析結果ではありません。法律上の、またはその他の専門的なアドバイスの代わりとして使用することはできません。特定の状況については、法律上の、またはその他の専門的なアドバイスが必要です。

twobirds.com

Abu Dhabi ● Amsterdam ● Beijing ● Bratislava ● Brussels ● Budapest ● Casablanca ● Copenhagen ● Dubai ● Dublin ● Dusseldorf ● Frankfurt ● The Hague ● Hamburg ● Helsinki ● Hong Kong ● London ● Luxembourg ● Lyon ● Madrid ● Milan ● Munich ● Paris ● Prague ● Rome ● San Francisco ● Shanghai ● Singapore ● Stockholm ● Sydney ● Warsaw

The information given in this document concerning technical legal or professional subject matter is for guidance only and does not constitute legal or professional advice. Always consult a suitably qualified lawyer on any specific legal problem or matter. Bird & Bird assumes no responsibility for such information contained in this document and disclaims all liability in respect of such information.

This document is confidential. Bird & Bird is, unless otherwise stated, the owner of copyright of this document and its contents. No part of this document may be published, distributed, extracted, re-utilised, or reproduced in any material form.

Bird & Bird is an international legal practice comprising Bird & Bird LLP and its affiliated and associated businesses.

Bird & Bird LLP is a limited liability partnership, registered in England and Wales with registered number OC340318 and is authorised and regulated by the Solicitors Regulation Authority (SRA) with SRA ID497264. Its registered office and principal place of business is at 12 New Fetter Lane, London EC4A 1JP. A list of members of Bird & Bird LLP and of any non-members who are designated as partners, and of their respective professional qualifications, is open to inspection at that address.